

林業サイクル推進コーディネーター事業 業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度林業サイクル推進コーディネーター事業業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

再造林コストの削減や、森林由来のJ-クレジット等による森林経営支援等を効果的に組み合わせ、森林所有者の経営意欲の向上を図ることで、持続可能な森林経営を実現させる必要がある。

このため、林業サイクル推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）による、伐採業者と造林業者の連携強化や、森林所有者への再造林の働きかけ、長期受託契約による森林経営計画の策定に向けた取り組みを進める。

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容（詳細は、別紙「林業サイクル推進コーディネーター事業内容」のとおり）

(1) コーディネーターの任命

受託者は、地域の伐採業者と造林業者との連絡調整を行うコーディネーターを任命する。

(2) コーディネーター活動の実施

主に次に掲げる業務を行うものとする。

ア 伐採業者と造林業者の連携

イ 伐採業者等と連携した伐採箇所の把握

ウ 再造林啓発チラシの作成・配布

エ 伐採業者及び造林業者と連携し、再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定に向けた森林所有者への働き掛け

(3) コーディネーター活動情報の共有

コーディネーターは、上記(2)の活動で得た課題や解決方法、再造林推進方法などの情報について、県林政課又は林業普及指導員と情報共有を行うものとする。

なお、当該情報については、必要に応じて市町村の林務担当部局とも共有を行うものとする。

5 コーディネーターと県の連携

コーディネーターから、その活動において、県林政課又は林業普及指導員へ協力の要請があった場合は、県林政課又は林業普及指導員はコーディネーターへの助言又は活動への協力を行う。

6 実施計画書

第1号様式により作成すること。

7 経費負担

(1) 県は、4に掲げる業務に要する経費を、予算の範囲内で支払うものとする。

(2) 受託者の適正な請求に基づき、必要に応じて概算払を行う。

8 完了報告書

委託業務が終了した場合は、速やかに第2号様式を提出するものとする。

9 その他

(1) 受託者は、四半期毎の受託事業の実施状況を翌四半期の最初の月の10日（1月から3月分までについては、委託期間の終了の日）までに委託事業実施状況報告書（第3号様式）により県林政課に報告するとともに、委託事業の執行上重大な事件が起こった場合は、直ちにその旨を県林政課に報告すること。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県林政課と協議すること。

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
名称及び代表者名

林業サイクル推進コーディネート事業
業務委託実施計画書の提出について

このことについて、実施計画書を作成しましたので提出します。

第1号様式（別紙）

林業サイクル推進コーディネーター事業 業務委託実施計画書

1 実施計画

区 分	事 業 内 容	備 考
コーディネーターの 任命		
コーディネーター 活動の実施	○伐採業者と造林業者の連携 ○伐採業者等と連携した伐採箇所の把握 ○再造林啓発チラシの作成・配布 ○再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定に向けた森林所有者への働き掛け	

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

第2号様式

令和 年 月 日
第 号

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地
名称及び代表者名

林業サイクル推進コーディネート事業
業務委託完了報告書について

このことについて、業務が完了しましたので完了報告書を提出します。

第2号様式（別紙）

林業サイクル推進コーディネート事業 業務委託完了報告書

1 実施状況

区 分	事 業 内 容	備 考
コーディネータの 任命		
コーディネート活 動の実施	○伐採業者と造林業者の連携 ○伐採業者等と連携した伐採箇所の把握 ○再造林啓発チラシの作成・配布 ○再造林や長期受託契約による森林経営計画の策 定に向けた森林所有者への働き掛け	

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 業務実績 添付資料のとおり

4 経費精算書（別紙1）

（注）業務実績については、各種活動概要、実施状況写真、活動記録（日報）等を添付するものとする。

(別紙1)

令和 年度委託経費精算書
(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

費 目	委託額 (円)	精算額 (円)	内 容
合 計			

第3号様式

第 年 月 日
号

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地
名称及び代表者名

令和 年度林業サイクル推進コーディネート事業
業務委託の実施状況報告について (第〇四半期)

林業サイクル推進コーディネート事業業務の実施状況を次のとおり報告します。

記

- 1 委託料 円
2 着手年月日 令和 年 月 日
3 実施状況

区分	実施状況	進捗率 (%)
コーディネータ の任命		
コーディネート 活動の実施		
計		

林業サイクル推進コーディネート事業内容

1 委託業務の内容

(1) コーディネータの任命

コーディネータは、市場経験者など、地域の伐採業者や造林業者との連携が可能となる者を主に県北部地域において8名以上任命するものとする。

なお、コーディネータを任命した後は、コーディネータ名簿を作成の上、県林政課へ報告するものとする。

(2) コーディネート活動の実施

主に次に掲げる業務を行うものとする。

ア 伐採業者と造林業者の連携

コーディネータは、地域の伐採業者や造林業者と連携し、再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定に向けた森林所有者への働き掛けを行うために必要な打ち合わせの場を2回以上設けるものとする。

イ 伐採業者等と連携した伐採箇所の把握

コーディネータは、上記アの地域の伐採業者及び造林業者の協力を得て、伐採箇所の把握に努めるものとし、下記エの森林所有者への働き掛けに繋げるものとする。

ウ 再造林啓発チラシの作成・配布

地域の伐採業者や造林業者と連携して、森林所有者へ再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定についての働き掛けを行うためのチラシを作成し、地域の伐採業者や造林業者、県・市町村、事業の趣旨に賛同する者へ配布する他、受託者のホームページ等へ掲載するものとする。

なお、チラシは、森林所有者への説明の他、広く県民に啓発を行うことを想定し、作成するものとする。

※原稿は、県林政課と調整の上作成する。なお、電子データも同時に作成する。

エ 伐採業者及び造林業者と連携し、再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定に向けた森林所有者への働き掛け

コーディネータは、上記アの伐採業者へ森林所有者から伐採依頼があった際には、上記ウで作成したチラシを活用して、造林業者とも連携し、森林所有者の同意を得た上で、再造林や長期受託契約による森林経営計画の策定についての働き掛けを行う。

(3) コーディネート活動情報の共有

コーディネータは、上記(2)の活動で得た課題や解決方法、再造林推進方法などの情報について、県林政課又は林業普及指導員と情報共有を行うものとする。

なお、当該情報については、必要に応じて市町村の林務担当部局とも共有を行うものとする。

2 委託料の内容

(1) 経費は、委託業務に要する経費とする。

ア 対象とならない経費

- (ア) 備品・機器等の購入費（税込単価 10 万円以上のもの）
- (イ) 施設や設備を設置又は改修するための経費
- (ウ) 食糧費
- (エ) 受託者の他の業務と区分できない経費
- (オ) 委託契約以前に支出した経費
- (カ) その他、事業との関連が認められない経費

(2) 成果品の提出

委託業務実施内容を取りまとめた資料を提出する。

- ア 委託業務の実施状況関係資料（各活動概要資料、実施状況写真等）
- イ 年間の活動成果を取りまとめた報告書（森林所有者へ働き掛けた件数、相談概要、地域の伐採業者や造林業者との協議内容、活動に当たっての課題・問題点、再生林につながった事例があればその内容等）

(3) その他の留意事項

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。
本業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

3 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

また、受託者は、本業務で知り得た県及び森林所有者等の業務上の秘密を保持しなければならない。